

[事案 29-218] 契約無効等請求

・平成 30 年 4 月 19 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由に、契約の取消しおよび一時払保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 2 月に契約した外貨建変額終身保険について、以下の理由により、契約を取り消して一時払保険料を返還し、併せて精神的苦痛に対する慰謝料を支払ってほしい。

- (1)元本保証でないこと、解約した場合のリスクや控除、保険期間等の説明を受けておらず、契約内容を錯誤して契約した。
- (2)募集時に他人の生命保険の契約書を見せるなど、個人情報の取扱いが不適切である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、所定の募集資料を使用して説明を行った。運用リスクや市場価格調整などのリスク、契約の内容についても十分に説明した。
- (2)本契約の申込み後に、コールセンターの担当者が申立人に対して申込内容の確認を行っている。
- (3)個人情報の不適切な取扱いはなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であったとは認められず、申立人が錯誤に陥っていたとも認められないことから、契約の取消しおよび一時払保険料の返還および慰謝料の請求を認めることはできないものの、紛争の早期解決等の観点も踏まえて、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。